

第16回 篠山再生市民会議 会議録(要旨)

(記録：行政経営課)

日時：平成20年4月24日(木) 13:30~16:50

場所：篠山市役所 第2庁舎 3階 会議室

出席者：篠山再生市民会議委員、
庁内調整会議職員

傍聴者：4名

会議次第

- 1 開会
- 2 協議事項
 - (1) 各分科会からの答申事項案について
 - (2) 第二次答申内容について
 - (3) その他
 - (4) 当面のスケジュールについて
- 3 閉会

決定事項等

- ・ 第二次答申第5章「施設の維持管理の改革にむけて」において記述する各施設の具体案及び検討の経緯を、次回5月8日までに施設維持管理の分科会リーダーがまとめたうえ、事務局へ提出する。
- ・ 第二次答申第5章「施設の維持管理の改革にむけて」においては、検討できていない施設についても、今後の検討課題として一覧形式で答申に含める。
- ・ 市民アンケート自由記述の結果は、第二次答申の文書の中にはページの都合上掲載しないが、市のホームページにおいて公開することとする。

議事要旨

2 協議事項

(1) 各分科会からの答申事項案について

「補助金に関する分科会からの答申事項案」

(A委員)〔資料1を用いて説明〕

森本委員に補助事業ごとの削減率一覧表を作成するよう依頼していたが、どうなったか。

(B委員) 事務局が作成し本日の会議資料に入っている資料1添付資料「補助金に関する資料1」の方が分かりやすく整理されている。この資料を使用してはどうか。

(A委員) 補助金削減について2つのケースを試算しているが、人件費への補助以外の補助を10%削減しているケースの方を採用したい。

(C委員) 補助金削減が実現された後、今後の補助金申請方法等の見直しについては答申しないのか。

(A委員) 第15回会議の資料1-1において示した「申請方法の簡素化」と「評価の厳密化」については答申したい。現状は、申請手続きは複雑であるが、交付決定のための審査の方は甘くなっているように思う。

(D委員) 資料1の2頁 「支所の扱いについて」とあるのは、具体的にはどういう

意味か。

- (A 委員) 現在自治会単位に支払われている人件費相当分を集約し、小学校区単位に 1 人配置する事務員人件費へ充当する。これは、市職員が減っていく中で自治会長への事務的負担が増加することが想定されるので、委託により小学校区単位に事務員を 1 人配置することで自治会長への負担の低減を図るとともに、事務を集約することで自治会事務の効率化を図るという意味である。

「施設の維持管理に関する分科会からの答申事項案」

- (C 委員)〔資料 2 を説明〕

第 15 回会議で提出した参考資料 1 - 2 に列記している個別の施設改革案について、記述方法を検討いただきたい。

また、「管理を委託又は指定管理者制度を導入している市の所有施設について将来的に施設の修繕費が発生する問題」、「収支が黒字化している委託施設の今後の取り扱いについての問題」、「市が委託費を支払っている公民館とそうでない公民館の不公平感についての問題」についても答申すべきである。

- (D 委員) 資料 2 の 2 頁「市民との連携・協同の推進」については、行政がその推進をする専門部署を設置し、積極的に推進しなければ実現は難しいのではないか。

また、市の全施設について収入や維持管理経費が分かるような収支決算を毎年公表いただきたい。毎年が無理であれば、2 年に 1 度や 3 年に 1 度でもよいので公表いただければと思う。

- (E 委員) 資料 2 の 3 頁「市民との連携・協働の推進」については、平成 20 年度から市民協働課を設置し、まちづくり協議会や NPO 法人の支援を行うなど、市民との連携・協働の推進に努めている。

資料 2 の 3 頁「3 (1) 維持管理コストの縮減」において、各部局に分散している公共工事や維持管理のノウハウを統合し、業務を担う技術職員の育成・強化と組織化を推進するとあるが、平成 20 年度から農村整備課農村整備係と建設課を地域整備課へ統合するなど、技術職員の育成・強化と組織化を図っている。

- (議長) 分科会において結論に至っていないものや検討できていない施設については、答申においてどう扱うべきか。

- (C 委員) 検討したものについては、全てあげるべきである。しかし、検討中のものについては複数案をあげるのか、また施設の統合などで段階的統合案を検討している場合は最終統合案のみをあげるのかなどを検討いただきたい。全く検討できていないものについては、個別の改革案は答申できないが、市の施設全体の改革方針にあわせて答申すべきと考えている。

なお、公民館などについては、市及び自治会のどちらの所有になっているか不明であるし、市の所有としても修繕費などをどの程度まで市が負担しているかなど不明である。そういう点について情報公開があれば、具体的改革案について議論ができたと思うが、そこまで至っていない。

- (議 長) 施設の維持管理については、どの程度答申に盛り込むか迷っているが、総論的なことはこれまでの行革大綱などで記述されており、第二次答申においては議論の契機となるように具体的な答申をすべきと考えている。その上で、どこまで具体的に記述するかが問題である。検討した施設も検討できていない施設も全て記述することとし、検討できていない施設については、今後の答申において具体的に記述していくという手法でもいいのではないか。
- (B委員) 市長が篠山再生市民会議に求めているのは、逼迫した財政をどの程度助けることができるかを見ることができる具体的な数字ではないか。
- (議 長) 施設の維持管理に関して削減効果額はでているか。
- (C委員) 削減効果額は算出していないが、合意に至った施設については提示できる。なお、合意に至っていない施設については、両論併記で削減効果額を算出すればよいのではないか。
- (議 長) これから協議をして一つの結論に絞るのは時間的制約があり困難であろう。効果額の算出については事務局に協力いただき、両論併記の形で答申してはどうか。事務局において効果額の算出は可能であるか。
- (事務局) 施設の維持経費については算出できるが、人件費までは算出できない。また、施設の再編に伴う新たな施設については、建設費用等が発生するので算出できない。
- (議 長) 指定管理者制度導入一覧を見て、何か意見はあるか。
- (A委員) 公民館のように一つの自治会でのみ使用される施設については、地元自治会に移譲すべきである。
- (事務局) 指定管理者制度導入一覧表にあがっている施設については、補助事業等を活用し市が建設したものであるため、市の所有施設となっている。大きな修繕については、市が負担している。校区のコミュニティーセンターについては、各校区の運営委員会に管理委託料を支払っているが、各運営委員会において施設の使用料を徴収し市へ納入いただいている。
なお、指定管理制度を導入している施設の中には、当該施設における使用料収入のみで運営している施設もある。
- (C委員) 各自治会で使用している施設については、原則、地元自治会へ移譲すべきである。売却ではなく移譲でよい。但し、老朽化している施設は修繕の必要があるため、金銭的な負担も含め何らかの措置が必要な場合がある。地元自治会が不要と判断した場合は、廃止又はいずれかへの売却でよい。
- (D委員) 市全体に関わる施設は市が管理すべきだが、そうでない施設については地元で管理してもらうべきである。
- (議 長) 統廃合により効果額が出せる施設については、モデルケースとして効果額を算出したい。

(2) 第二次答申内容について

(議長)〔資料3を説明〕

(C委員)施設維持管理については、福祉施設等検討できていない施設がある。答申内容としては、検討できていない施設は一覧列記でよいと考える。

(議長)検討できていない施設は、一覧にして答申する。結論に至っていない施設は、現段階の両論併記で答申する。

なお、次の3段階の検討をふまえたうえでの具体案となっていることを記述する。

「経費節減のため、地域で類似する施設は整理・統合する。」 「を踏まえたうえで、更に不要と思われる施設についてはサービスの縮減又は廃止を行う。」 「民間で維持管理できる施設については、民間へ任せる。」

また、維持経費や使用料収入などの施設の収支決算に関する情報を公開する体制作りについても答申する。

(D委員)田園交響ホールやチルドレンズミュージアムなどは運営手法によって、状況が大きく変化するが、運営についての努力が行政には不足していると思うので、そういう面での提言はできないか。

(議長)具体的な検討例を示すことができれば提言できるが、今回はそのための検討をしていない。

(D委員)そういった施設の運営手法について、市民と行政が協働して考える体制作りができていない。市民との協働についての体制作りの提言はできないか。

(議長)体制作りについての提言は可能であるが、財政に結びつかない。次のまちづくり編において、施設の活用法も含め検討してはどうか。

(D委員)まちづくり編については、答申するのか。

(議長)答申するかどうかは、これからの会議において検討する。

(E委員)補助金に関する答申の補助金削減額10%については、平均で10%ということであるが、事業ごとの削減率については第二次答申に載せるのか。

(A委員)補助金については、事業内容が同じものにおいても補助率が異なっている場合があり、補助の基準についても見直しをする必要がある。

(E委員)補助金の申請方法については、地域密着型の補助事業については申請主義とするのか。

(議長)補助金については地域密着型の補助と全市的な補助に区別ができる。地域密着型の補助については、地域での受け皿へ補助をして地域において何に使用するかを決めてもらう。全市的な補助については、申請主義とし、市が審査をする。補助をする地域については、小学校区単位でよいのか。

(A 委員) 小学校単位の結び付きが強いので、小学校区単位で1つの地域とすべきである。

(F 委員) 旧町が異なる隣り合う自治会については、それぞれが旧町の方を向いているが、それぞれが向き合うことで新たな広がりができると思う。

(C 委員) 地域密着型の補助については、地域が何に使っても良いことになるのか。地域的な補助であったとしても、原則、申請主義にすべきと考える。

(議 長) 地域密着型の補助についても、一定額を何に使用しても良いということではなく、地域単位で事業計画を作成し補助申請する必要はある。

(E 委員) 補助金については、申請方法や審査基準など見直しの必要がある。第二次答申においては、地域密着型補助金は原則、申請主義とすることにとどめ、その後のことについては今後のまちづくり編で検討してはどうか。

(議 長) 地域密着型補助金については、当面の補助金削減額を目標値として示し、原則、申請主義とするという答申にする。
資料3の7頁「5 - 4 . 各公共施設の具体的な改革案」において、施設の具体案に至る議論の経過も付記したい。

(C 委員) 施設によってはあまり議論できていないものがある。

(議 長) 議論できていない施設については、議論の経緯を記述する施設とは別に一覧形式での答申とする。議論できなかった施設や結論に至らなかった施設については、今後の継続課題として扱い答申する。

施設の維持管理に関する具体案とその議論の経緯及び効果額について、分科会リーダーは5月8日までに作成し事務局へ提出してほしい。

行政内部の動きについての記述は、篠山再生市民会議委員の立場としての金野副市長にお願いしたいが、いかがか。

(3) 市民アンケート結果の自由記述の掲載について

(議 長) 市民アンケート結果の自由記述については、ホームページで公開することとする。

第二次答申におけるアンケート結果の掲載においては、自由記述部分は記述量が膨大なため割愛する。なお、ホームページでは公開するので閲覧希望の場合は、ホームページでの閲覧を促す。

(4) 当面のスケジュール

(議 長) 次回5月8日(木)は第二次答申素案を検討する。

- 以上 -